

デジタル簡易無線局の移動範囲拡大のお知らせ

平成26年10月30日に総務省告示等の改正が行われ、下記のとおりデジタル簡易無線局の移動範囲が拡大され、海上での使用が可能となりました。

記

1 移動範囲拡大の対象となる簡易無線局

350MHz帯デジタル登録局及び400MHz帯デジタル免許局（詳細は別添参照）

2 拡大後の移動範囲

全国の陸上及び日本周辺海域（詳細は別添参照）

3 留意事項

- ・ 現在、既に移動範囲拡大の対象となるデジタル簡易無線局の登録又は免許を受けていて、海上での使用を希望する場合は、当該無線局の移動範囲の変更申請等が必要となります。
- ・ 400MHz帯のアナログ周波数については、海上では使用することはできません。

デジタル簡易無線局の移動範囲の拡大について

1 背景

- デジタル簡易無線局(350MHz帯登録局及び400MHz帯免許局に限る。以下同じ。)は、簡易な無線通信業務を行う無線局であり、簡易な手続で開設でき、全国の陸上(登録局の一部の周波数によってはその上空を含む。)で運用することができる。
- 一方、デジタル簡易無線局を海上においても運用したいというニーズが顕在化している。
- 今般、そのニーズに応えるため、デジタル簡易無線局の移動範囲等に日本周辺海域(登録局の一部の周波数によってはその上空を含む。)を追加するものである。

2 改正内容

<350MHz帯デジタル登録局>

- ✓ 平成20年総務省告示第465号(351.16875MHz以上351.38125MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件。以下「告示」という。)第1号
開設区域を「全国の陸上及び日本周辺海域※1並びにそれらの上空」に変更
- ✓ 告示第2号
開設区域を「全国の陸上及び日本周辺海域※1」に変更

<400MHz帯デジタル免許局>

- ✓ 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)局種別審査基準別紙1第16-1(3)
海上運用の制限を解除※2

<その他>

- ✓ 所要の改正を実施
- ✓ 平成26年(2014年)10月30日 告示の官報掲載・施行

※1 日本周辺海域とは、日本国の領海の基線(領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第二条第一項に規定する基線をいう。)から二百海里の線(その線が中間線(同法第一条第二項に規定する中間線をいう。以下この項において同じ。)を超えているときは、その超えている部分については、中間線とする。)までの海域をいう。

※2 日本周辺海域を移動範囲に追加するため、別途、電波法関係審査基準 地域周波数利用計画策定基準一覧表を改正。

1

3 参考

【デジタル簡易無線局の移動範囲等】

	区分	周波数帯	空中線電力	周波数割当 計画上の分配	移動範囲等	海上での運用		
						地上～ 船舶間	船舶～ 船舶間	船舶内
改正前	150MHz帯 (デジタル免許局)	154.44375MHz-154.6125MHz (6.25kHz間隔)	5W	陸上(1次業務)	全国の陸上	×	×	○
	350MHz帯 (デジタル登録局)	351.16875MHz-351.19375MHz (6.25kHz間隔)	1W	移動(1次業務)	全国の陸上及びその上空	×	×	×
		351.2MHz-351.38125MHz (6.25kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上	×	×	×
	400MHz帯 (デジタル免許局)	467MHz-467.4MHz (6.25kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上	×	×	○
改正後	150MHz帯 (デジタル免許局)	154.44375MHz-154.6125MHz (6.25kHz間隔)	5W	陸上(1次業務)	全国の陸上	×	×	○
	350MHz帯 (デジタル登録局)	351.16875MHz-351.19375MHz (6.25kHz間隔)	1W	移動(1次業務)	全国の陸上及び日本周辺海域 並びにそれらの上空	○	○	○
		351.2MHz-351.38125MHz (6.25kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上及び日本周辺海域	○	○	○
	400MHz帯 (デジタル免許局)	467MHz-467.4MHz (6.25kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上及び日本周辺海域	○	○	○

下線部が本改正で変更する部分です。

2

区分	周波数帯	空中線電力	周波数割当 計画上の分配	移動範囲等	海上での運用			
					地上～ 船舶間	船舶～ 船舶間	船舶内	
改正前	400MHz帯 (デジタル・アナログ 免許局)	465.0375MHz-465.15MHz (12.5kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上	×	×	○
		467MHz-467.4MHz (6.25kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上	×	×	○
		468.55MHz-468.85MHz (12.5kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上	×	×	○
改正後	400MHz帯 (デジタル・アナログ 免許局)	465.0375MHz-465.15MHz (12.5kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上	×	×	○
		467MHz-467.4MHz (6.25kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上及び日本周辺海域	○	○	○
		468.55MHz-468.85MHz (12.5kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上	×	×	○

下線部が本改正で変更する部分です。



このたびの改正によってデジタル簡易無線局が使用できる範囲は、赤い線で囲まれた部分となります。